

## 〔公益4〕大学連携、産学連携による教育支援等の振興及び推進

### 4-1 電子著作物相互利用の推進

#### <事業計画>

大学又は教員が作成の教育コンテンツの相互利用を仲介し、インターネット上で著作権の権利処理手続きの簡便化を無料で実施する。本事業の利用を普及するため、教材の豊富化による授業改善の整備とコンテンツ利用による教育業績への活用を通じて、提供者、利用者双方に有益であることの呼びかけを強化する。また、eラーニングでのコンテンツ利用環境の改善を図るため、著作権法の一部改正の要望をとりまとめる。

#### <事業の実施結果>

「電子著作物相互利用事業委員会」を継続設置して対応した。以下に、委員会の活動状況について報告する。

#### 電子著作物相互利用事業委員会

平成25年4月11日、4月25日、6月13日、10月29日に平均5名または6名が出席し、4回開催した。

国の大学改革実行プランとして平成29年度までの5年間に達成すべき目標にICTを活用した授業や自修支援が明記されるなど、政府あげての対応が明確化されてきたこともあり、大学の教育・学修環境を整備するために問題提起しておくことが重要と考え、授業外でのeラーニングに電子著作物を積極的に利用できるよう、著作権法改正の要望を作成し、文化庁に申し入れることにした。

要望では、特に著作権者の利益が損なわれないよう教育機関が遵守すべき利用条件を設定し、法改正への理解を求めることにした。その準備として、法改正に対する大学の意思を確認するとともに、本協会が設定した利用条件についての意見を伺うためアンケートを実施した。以上の経緯を平成25年11月の第8回臨時総会に報告し、了承を得た後、改正要望の趣旨について大学関係団体に理解・賛同をいただくため文書で協力を求めた。

#### (1) 著作権法の問題点確認

- ① eラーニングが教育の質的向上に不可欠とされ、その利用の促進及び普及が期待されているが、公表されている電子著作物を授業に利用する場合、著作権法35条第2項では『同時利用』であれば著作権者の許諾を得ずにネットワークを介して利用できるが、サーバに教材を置いて授業の事前準備や事後の展開での『異時利用』は著作権者の利益を不当に害するとして、その都度、著作権者に利用許諾を得る必要があり、著作権法上の制約が教育の質向上において支障となっている。
- ② 平成18年に著作権法35条第2項について他団体が改正要望を行ったが、「ネット上での履修者の数が不特定多数で利益を不当に害する」、「改正を検討するにしても何らかの利用制限の明確化が必要」などの理由で認められなかった。当時は、eラーニングが大学教育の学修基盤として関係者に理解されていなかったが、現在では、「大学改革実行プラン」として平成29年度までに達成すべき目標にICTを活用した授業や自修支援が明記されるなど、政府あげての対応が明確化されている。

## (2) 改正要望の作成

改正要望は、以下のような視点を踏まえて作成した。

- ① 「大学設置基準」や「第2期教育振興基本計画」において、大学教育の質的転換に向け、授業の事前準備、事後展開の学修及び双方向型授業などによる能動的学修の徹底が急がれている中で、時間や場所を問わず学生の理解度に応じて繰り返し学修を実現できるeラーニングは、大学教育に不可欠な教育システムとして大半の大学で導入されているが、公表されている他者の電子著作物を授業目的のeラーニングで許諾を得ずに利用できるよう、著作権法35条の第2項を改正する。
- ② その際、著作権者の利益を不当に害さないよう、大学教育機関で利用条件の範囲と利用方法の指標を設け、そのガイドラインに沿って自主的に利用条件を遵守することを前提に要望をとりまとめることにした。
- ③ また、法改正に対する大学の意思を確認し、その結果を表明することで、大学総意としての要望とするとともに、大学として守るべき利用条件についての意見を伺い、大半の大学から賛同を得ていることを証明するため、加盟校を対象に調査を実施した。
- ④ 教育機関が遵守すべき電子著作物の利用条件は、「利用目的を授業に限定」し、「利用対象者を授業を担当する教員と授業を受ける学生とし、ID・パスワードを設定する」ことにした。また、「市販の著作物は対象外」とした。

「複製・改ざん防止のために動画のストリーミング方式での配信、静止画・文章のPDF化など適切な措置を行う」、「著作権保護の教育・指導を徹底する」とした。

以上の利用条件の遵守を組織的に対応していくことを前提に改正を働きかけることにした。

## (3) 法改正要望の意思確認及び利用条件に関するアンケート結果

法改正に対する大学の意思表明をとりまとめるためと、大学として守るべき利用条件についての賛同及び意見を伺うため、平成25年10月に加盟校を対象に調査を実施した。その結果、大学280校の内259校、短期大学97校の内85校の回答があり、回答率は93%であった。

「法改正の要望」については、92%が希望しており、残りの8%の内、6%は回答が間に合わない、2%は法改正を必要としないとのことで、ほとんどの大学、短期大学が法改正を希望していることが判明した。

「教育機関が遵守すべき利用条件」については、92%の大学、短期大学から賛同が得られ、残りの8%の内、「賛同しない」は4%にとどまった。これらの結果を改正要望書に添付し、文化庁に提出することにした。

## (4) 大学関係団体への理解・賛同の協力依頼

大学関係団体に法改正について理解・賛同いただくため、要望の内容、利用条件の表現を文化審議会向けの要望書より解釈しやすいよう作成し、平成25年12月3日に大学関係の12団体に発信した。

次頁に「文化審議会著作権分科会への要望書」と「大学団体向けの改正要望についてのお願い」を掲載したので参照されたい。

平成25年12月25日

文化審議会著作権分科会  
会長 土肥 一史 殿

公益社団法人 私立大学情報教育協会  
会長 向 殿 政 男

### 教育機関における著作物の自動公衆送信に関する法改正の要望書

#### 1. 問題の所在

著作権法第35条第2項では、学校その他の教育機関（営利目的を除く）の授業で、同時に授業を受ける者に対して、著作物を自動公衆送信（送信可能化を含む）することができる」とされているため、授業が行われる場所以外の場所で異時に学修するeラーニングには適用できない。

#### 2. 要望の理由

大学での教育を例にすると、大学設置基準第21条第2項において「・・・授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、・・・単位数を計算するものとする」としている。また、第25条第2項の授業の方法において「・・・多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる」としており、教室での学修に加えて情報通信技術を利用した教室外における授業の事前の準備、事後の展開、教員と学生の双方向型授業などへのeラーニングの取り組みが求められている。他方、「第2期教育振興基本計画」の中でも大学教育の質的転換を図るため「大学教育では情報通信技術を活用した双方向型授業・自修支援などの取り組みを支援する」としている。

eラーニングは、時間や場所を問わず学生の理解度に応じて繰り返し学修を実現できることから、大学教育に不可欠な教育システムとして大半の大学に導入されているが、現行の著作権法では電子著作物を公衆送信する条件が「同時利用」に限定されており、「異時利用」での公衆送信が認められていないため、大学設置基準の学修及び国の第2期教育振興基本計画に沿った教育の実現に支障を来している。

#### 3. 要望の内容

学校その他の教育機関の授業で一定の条件のもとで、異時での自動公衆送信（送信可能化を含む）が認められるよう、著作権法の改正を要望する。その際、著作権者の利益を不当に害しないよう、大学として遵守すべき利用条件を以下のように設け、組織として対応することを前提に改正を検討いただきたい。

#### 4. 異時での自動公衆送信における著作物の利用条件

- (1) 学校その他の教育機関の授業を目的とした利用に限定する。
- (2) 自動公衆送信を受ける対象者は、授業を受ける者及び授業を担当する者とする。利用者限定のためにID、パスワードを設定する。
- (3) 学生一人ひとりが購入することを前提として販売されている著作物は除外する。
- (4) 自動公衆送信を行う著作物には、複製・改竄防止のための適切な措置を講ずる。例えば、動画はストリーミング方式で配信し、静止画・文章はPDF化する。
- (5) eラーニング利用に伴う著作権保護に関する遵守事項を作成し、セミナーやWeb等で授業を行う者と授業を受ける者への指導・教育を徹底する。

[団体向け文書及び要望内容]

平成25年12月3日

〇〇〇〇〇〇理事長  
〇〇〇〇 先生

公益社団法人 私立大学情報教育協会  
会 長 向 殿 政 男

eラーニング推進に向けた著作権法改正の要望について（お願い）

平素は、本協会の事業にご理解たまわり感謝申し上げます。

さて、大学教育の質的転換に向け、授業の事前準備、事後展開の学修及び双方向型授業などによる能動的学修の徹底が急がれております。

ICTを活用したeラーニングは、時間や場所を問わず学生の理解度に応じて繰り返し学修を実現できることから、大学教育に不可欠な教育システムとして大半の大学で導入されています。しかし、公表されている電子著作物をサーバに教材を置き、授業の事前準備や事後の展開、双方向型授業などで利用する場合には、利用の都度、著作権者に許諾を得ることとなり、著作権法上利用の制約があります。

このことは、単位の実質化に不可欠なeラーニングの推進、他者の電子著作物を利用した教育の質向上を図る上で大きな支障となっております。

そこで、本協会では文化庁への要望に際して事前に別紙の通り「eラーニング推進に向けた著作権法改正の要望」をとりまとめましたので、貴法人におかれましてもご理解、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。なお、文化庁への要望は、本年12月中・下旬を予定しておりますことを申し添えます。

(別紙) eラーニング推進に向けた著作権法改正の要望

公益社団法人 私立大学情報教育協会  
会 長 向 殿 政 男

大学教育の質的転換を図るため、国は「第2期教育振興基本計画」において授業の事前準備、事後の展開も含め能動的学修の取り組みを促進するとしています。とりわけ「大学教育では情報通信技術を活用した双方向型授業・自修支援の整備」などの支援が掲げられるとともに、「生涯学習では情報通信技術を活用した学習の質の保証・向上」に向けて国・社会が一体となって取り組むとしており、情報通信技術を用いた学修としてeラーニングが不可欠となっております。

ところで、eラーニングは、時間や場所を問わず学生の理解度に応じて繰り返し学修を実現できる点で優れた教育システムとなっております。現行の著作権法第35条第2項（後掲参照）では電子著作物をネットワークで授業に利用する場合、「同時利用」であれば著作権者に許諾を得ずに利用できますが、双方向型授業や授業外での「異時利用」はその都度著作権者に許諾を得なければ利用できない状態となっており、教育の質向上を図る上でeラーニングの使用に大きな支障となっております。

そこで、本協会ではeラーニングにおいて他者の電子著作物利用に際して許諾を得ずに利用できるようにするため、著作権法の一部改正について大学に意見を伺った結果、別紙の通り大半の大学から賛同を得られましたので、下記の内容で文化庁に要望することにいたしました。

つきましては、関係団体におかれましてもご理解たまわり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

記

#### 1. 要望の内容

eラーニングで学生や授業担当が他者の電子著作物について許諾を得ずに利用できるようにするため、著作権者の利益を不当に害しないよう大学として守るべき利用条件を設け、法改正を要望いたします。利用条件は次の通りです。

#### 2. 著作権者の利益を保護するために大学として守るべき利用条件

平成18年に著作権法改正の要望を他団体が行った際、文化審議会著作権分科会では、「履修者の数が大きくなれば実質的に著作権者の利益を不当に害するのではないか」、「仮に法改正を検討するにしても客観的な指標として著作権保護に対する何らかの利用制限の明確化を図る工夫が必要」などの意見がありましたので、具体的かつ客観的な指標をとりまとめました。

- ① 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）の授業を目的とした利用に限定する。
- ② eラーニングで著作物を利用できる対象者は、授業を受ける者及び担当者に限定する。また、利用者を限定するためにID、パスワードを設定する。
- ③ 学生一人ひとりが購入することを前提として販売されている著作物（例えば、市販されている資格試験用問題集）は除外する。
- ④ eラーニングで配信する著作物には、例えば、動画はストリーミング方式で配信し、静止画・文章はPDF化するなど、複製・改竄防止のための適切な措置を講ずる。
- ⑤ eラーニング利用に伴う著作権保護に関する遵守事項を作成し、セミナーやWeb等で授業を行う者と授業を受ける者への指導・教育を徹底する。

#### （5）文化庁への著作権法改正要望書提出と法改正に向けた今後の課題

著作権法改正要望書と教育機関の利用条件を平成25年12月25日に文化庁著作権課に提出し、著作権分科会にて審議いただくよう申し入れた。それに対して文化庁著作権課からは、文化庁もネット上で使用する教材の著作権問題について認識しており、大学だけでなく教育機関全体に関わる問題として受け止めていること、大学では市販の著作物を著作権改正の要望の対象から除外しているが、初等中等教育機関では市販の著作物の利用が教材の多くを占めることもあり、著作権団体が納得できるような規制緩和を含めた条文改正ができるのか、問題整理に時間がかかるとのコメントがあった。

そこで、今後は大学が著作権の規制緩和の対象としている電子著作物のイメージなど実状を理解いただくための資料の作成や著作権分科会メンバーへの説明を行う必要性などを確認し、文化庁関係者と情報交流しつつ進展を目指すことにした。

#### （6）電子著作物相互利用事業

- ① 相互利用事業への本年度のコンテンツ登録状況は、「ICTによる教育改善研究発表会」や「教育改革ICT戦略大会」の発表者の内、69大学、2短期大学から91件のレジュメの登録と一般利用者から5件の登録があり、平成26年3月現在においては260大学、32短期大学、2団体で715名が登録し、2,778件となっている。
- ② 大学への事業参加の呼びかけが中断しているため、本事業の重要性を理解いただき利用が促進されるよう、次年度はシラバスなどを作成する時期に働きかけるなど、呼びかけを一層積極化することにした。